

# 終活情報登録事業

ご高齢の方などの「もしもの時」に、  
大切な情報を必要な方へ伝えられる事業です

緊急連絡先やかかりつけ医などの情報を  
区に登録することで、病気や事故等で  
意思表示が難しくなった時やお亡くなり  
になった時に、あらかじめ指定した方や  
公的・医療機関からの照会に基づき、  
登録情報を開示し、意思を伝えることが  
できます。



いざというとき  
安心だね!

無料で  
使えるんだね!



## 登録できる内容

- 緊急連絡先
- 任意後見契約の契約先および契約書の保管場所
- 本籍
- 死後事務委任契約・終活に関する生前契約の契約先および契約書の保管場所
- かかりつけ医・既往歴・現病歴
- リビングウィルの保管場所
- 臓器提供の意思
- エンディングノートの保管場所
- 献体登録先
- 遺言書の保管場所
- 墓の所在地

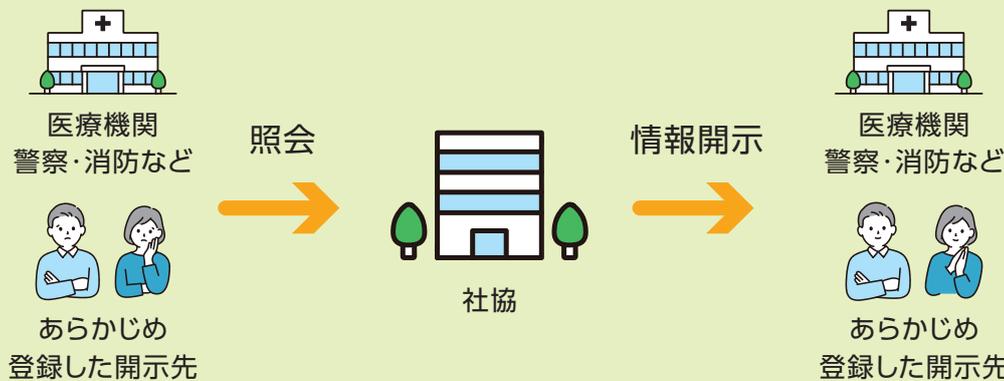
# 終活情報登録事業

## 登録の流れ



## 開示の流れ

登録者が意思表示できなくなったり、お亡くなりになったとき



## 登録時に お渡しするもの

- カード  
(携帯用)



- マグネット



※冷蔵庫など分かりやすい場所に貼っておいて下さい。

- 登録証  
(住居掲示用)

✳️ **対象者** 区内に住所を有する 65歳以上の方  
または障害のある方等

✳️ **登録方法** 当センターに相談の上、必要書類を提出していただきます。  
※緊急連絡先(登録情報の開示を指定する方)からは、同意書を記入いただき申請時に提出してください。

✳️ **費用** 無料

## お問い合わせ先

社会福祉法人 練馬区社会福祉協議会

# 権利擁護センター ほっとサポートねりま

電話番号 **03-6914-7171**

住所 〒176-0012 東京都練馬区豊玉北5-14-6 新練馬ビル5階

相談受付時間 月～金 午前9時～午後5時 (土・日・祝日・年末年始を除く)